

千代田区施工能力・地域貢献等審査型
総合評価方式の手引

令和4年4月
千代田区

1. 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の入札方式と異なり、価格に加え価格以外の要素を含めて総合的に評価し、もっとも評価値の高いものを落札者とする方式で、価格や施工能力等を評価することにより総合的に優れた調達を行うものです。

2. 千代田区で実施する総合評価方式の概要

技術提案や施工計画に対する評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する「特別簡易型」の入札方式です。

3. 実施時期

平成28年度契約案件から試行として実施し、令和4年度から本則化します。

4. 対象工事

原則として予定価格が2,500万円以上の工事請負契約が対象です。

5. 入札参加の方法

入札は、従来の制限付き一般競争入札と同様に、入札参加希望者を募集して実施します。

6. 入札参加できない方

当該発注工事の公表日に属する年度及びその前3年度内に完了した工事のうち、最直近の工事成績点が60点未満の場合は入札に参加できません。

7. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、失格基準価格を下回らない入札者のうち、以下の点数を合計した評価値の最も高いものを落札者とします。

(1) 価格点

入札価格を点数化

(2) 施工能力等評価点（最高25.5点）

工事成績、配置予定技術者の資格及び実績、地域・社会貢献等の取組を点数化

※ 同点となった場合は、くじにより決定します。

8. 評価項目

(1) 価格点

〔計算式〕 $80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

(2) 施工能力等評価点

① 工事成績評価点（最高13点）

ア 評価対象工事は、以下の要件を全て満たしたものとします。

- (ア) 千代田区工事成績評定を受けた工事とします。
- (イ) 当該発注工事の公表日に属する年度及びその前3年度内に工事を完了し、検査に合格した工事とします。
- (ウ) 業種は、原則として当該発注工事と同一の業種とします。ただし、区が指定する業種を対象とする場合があります。
- (エ) J V工事案件は対象外とします。

イ 算定方法は、直近の評価対象工事の件数により以下のとおりとなり、その工事成績点を別表第1の区分に応じて工事成績評価点とします。

- (ア) 評価対象工事が3件以上の場合 直近3件の工事成績点の平均
- (イ) 評価対象工事が2件の場合 2件の工事成績点と60点の平均
- (ウ) 評価対象工事が1件の場合 その工事成績点と60点2件の平均
- (エ) 評価対象工事が無い場合 60点
- (オ) 直近より前の評価対象工事の工事成績点が60点未満の場合
その工事成績点は0点

② 配置予定技術者の資格点（最高2点）

配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に定める業種について、次の技術者である場合に配点します。

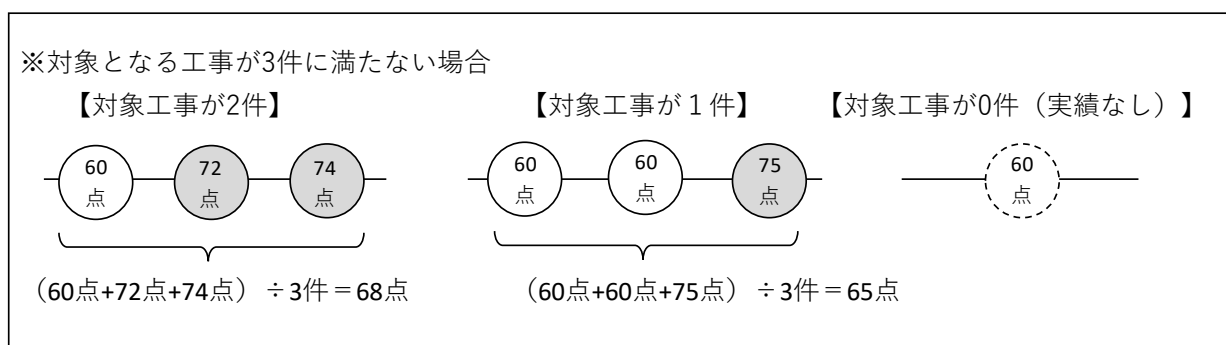
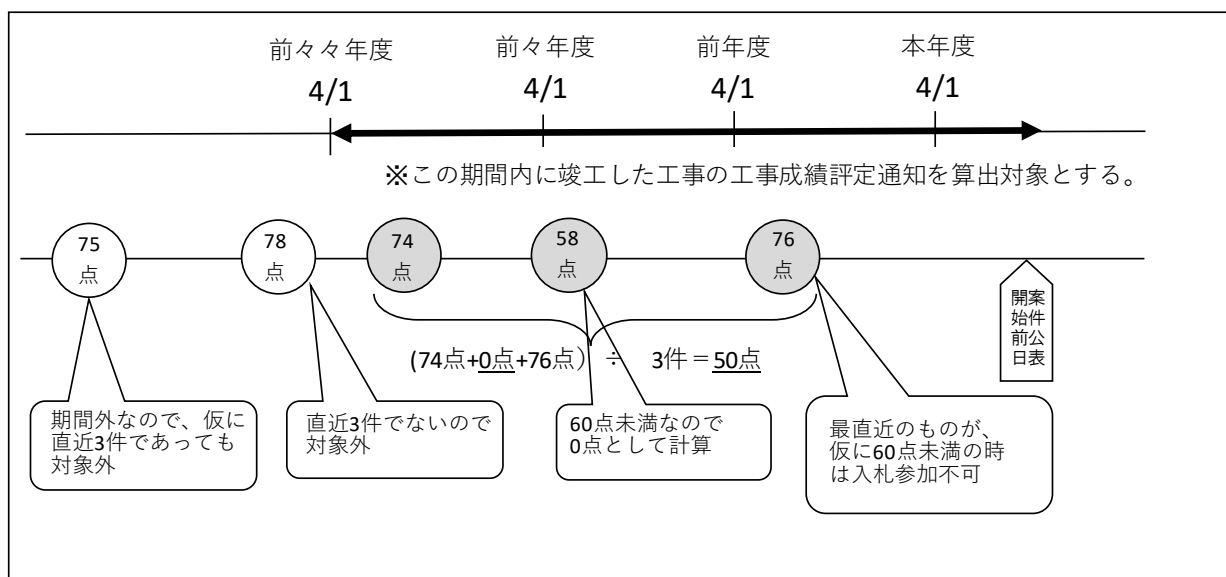
- (ア) 1級技術者の場合 2点
- (イ) 2級技術者の場合 1点
- (ウ) その他の技術者の場合 0.5点

③ 配置予定技術者の実績点（最高2点）

配置予定技術者が、当該発注工事と同一工種（CORINS登録済データ）の工事に係わった内容により以下のとおり配点します。

- (ア) 監理技術者（同規模以上）として係わった場合 2点
- (イ) 監理技術者（同規模以外）として係わった場合 1.5点
- (ウ) 主任技術者（同規模以上）として係わった場合 1.5点
- (エ) 主任技術者（同規模以外）として係わった場合 1点
- (オ) 現場代理人（同規模以上）として係わった場合 1点
- (カ) 現場代理人（同規模以外）として係わった場合 0.5点

※ 上記②・③に係る配置予定技術者の申請後の変更は原則できません。

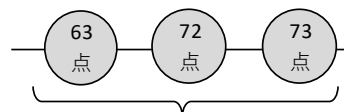


工事成績点の算定表

工事成績総評定点の平均	評価点
0点以上60点未満	0
60点以上62点未満	1
62点以上64点未満	2
64点以上66点未満	3
66点以上68点未満	4
68点以上70点未満	5
70点以上72点未満	6
72点以上74点未満	7
74点以上76点未満	8
76点以上77点未満	9
77点以上78点未満	10
78点以上79点未満	11
79点以上80点未満	12
80点以上	13

【例】

直近3件の工事成績総評定点



$(63点+72点+73点) \div 3件$
= 69.333...点 (総評定点の平均)

総評定点の平均を左表にあてはめると工事成績点は5点となります。

④ 地域・社会貢献等評価点（最高8.5点）

下記のとおりの評価区分に応じた評価点の合計となります。

ア 地域への精通（3点）

入札参加資格において、本店の所在地を千代田区に登録している事業者は3点、支店の所在地を千代田区に登録している事業者は1点

イ 安全・安心なまちづくり（2点）

- (ア) 区と災害協定等を締結している、又は区と災害協定等を締結している団体の構成員である事業者（1点）
- (イ) 区と「危険建築物等の緊急安全対策工事に関する協定」を締結している事業者（1点）

ウ 雇用確保の取組（1点）

直近に公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者雇用率（2.3%）を超える、又は同法による雇用義務はない（従業員数が45.5人未満の事業者）が障害者の雇用がある事業者

エ 環境への配慮（1点）

- (ア) 以下のいずれかに該当する事業者が対象です。（0.5点）
 - ・環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001認証を取得している。
 - ・一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ2以上）認証を取得している。
 - ・一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21認証を取得している。
 - ・CES（千代田エコシステム）のクラスⅢの認証を取得している。
- (イ) 区内の施設等において、国又は地方公共団体の補助制度を活用し、CO2排出量の削減の取り組みを行っている事業者（0.5点）

オ ワーク・ライフ・バランスの推進（1点）

以下のいずれかを取得している事業者が対象です。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の認定を受けている。（えるぼし認定・くるみん認定）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定を受けている。（プラチナくるみん認定）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の認定

を受けている。(ユースエール認定)

カ その他 (0.5点)

建設キャリアアップシステムに登録している事業者。

9. 入札の流れ

入札参加の申し込みから入札、落札者決定までの流れは概ね以下のとおりです。

(1) 公告

施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式による制限付き一般競争入札として、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)上及び契約課窓口で公告します。

(2) 入札参加の申し込み

希望申請期間内に、電子調達サービスの電子入札画面から資格確認申請を行ってください。希望申請の際、公告で示された希望申請に必要な要件に該当する必要書類を添付してください。

〔提出書類及び添付書類の例〕

	提出書類	添付書類
1	千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式入札参加申請書(様式第1号)	—
2	工事成績評定実績報告書(様式第2号)	・工事成績評定通知書の写し
3	配置予定技術者資格・実績申告書(様式第3号)	・保有資格証明書類の写し ・CORINS 工事カルテ写し
4	地域・社会貢献等申告書(様式第4号)	・災害協定等を締結している団体の構成員名簿 ・協定書の写し ・障害者雇用状況報告書の写し ・障害者本人の雇用保険証、障害者手帳写しなど ・ISO 認証証書等の写し ・CO ₂ 排出量の削減に係る国又は地方公共団体の補助制度を活用したことが証明できる書類の写し(過去5年以内に実施したものに限り) ・基準適合一般事業主認定通知書の写し(えるぼし認定・くるみん認定) ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し(プラチナくるみん認定)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準適合事業主認定通知書の写し（ユーザー認定） ・ 建設キャリアアップシステムへ事業者登録していることがわかる資料
5	その他	申込に必要な要件に係る書類 など

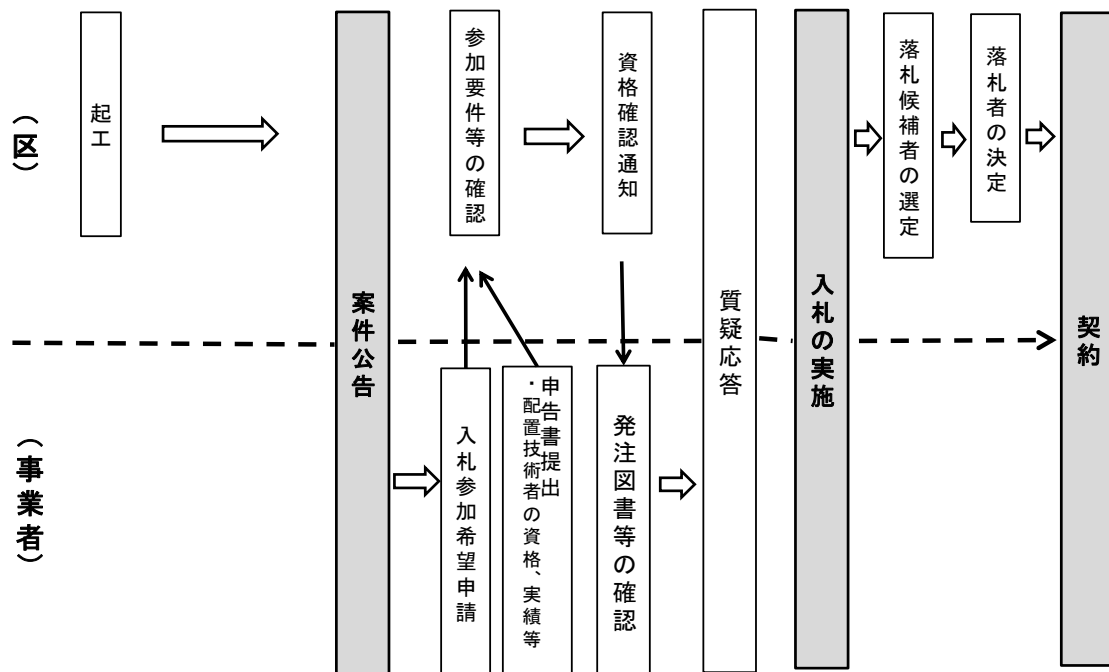
(3) 入札参加希望者への資格確認通知及び設計図書の配付・質疑回答・入札

電子調達サービス上で行います。

(4) 開札及び落札者決定

電子調達サービス上で開札後、一旦保留とし、入札金額から算定する価格点と予め提出された書類から算定した施工能力等評価点とを合わせて、評価値の最も高い事業者を落札者とします。

総合評価方式の流れ



(5) 入札結果の通知・公表

入札結果は電子調達サービス上で通知します。従来の入札経過調書に価格点・施工能力等評価点を加えて公表します。

10. その他

- (1) 失格基準価格を設けます。(設定方法は低入札調査価格に準じます。)
- (2) 指名停止中の事業者は参加できません。
- (3) 直近の工事成績評定の総評定点が 60 点未満の事業者は参加できません。

【お問い合わせ先】

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号

千代田区政策経営部契約課契約係

Tel 03-5211-4156(直通) Fax 03-3221-7080

e-mail : keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式実施要綱

27 千政契約発第 561 号
平成 28 年 3 月 31 日 区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）が発注する建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配置予定技術者 発注工事において配置を予定している建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に定める主任技術者又は同条第 2 項に定める監理技術者をいう。
- (2) 1 級技術者 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 2 級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって 1 級技術者以外のものをいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者及び 2 級技術者以外のものをいう。
- (5) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムをいう。
- (6) 工事成績点 千代田区工事成績評定要綱（平成 28 年 3 月 31 日 27 千政契約発第 548 号）第 13 条に規定する工事成績評定通知書に記載された総評定点をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式の対象として発注する工事（建設共同企業体発注工事を除く。以下「発注工事」という。）は、原則として予定価格が 2,500 万円以上の工事とする。

2 千代田区長（以下「区長」という。）は、前項の発注工事について工事主管課長と契約主管課長との協議した結果を踏まえ、決定するものとする。

(学識経験を有する者等への意見聴取)

第 4 条 区長は、落札者を決定する基準（以下この項において「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の

2 第4項及び第5項の規定に基づきあらかじめ次に掲げる事項について、学識経験を有する者等に意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 区長は、前項第2号の規定する事項による意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、当該学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

(総合評価方式における入札)

第5条 総合評価方式の入札は、制限付き一般競争入札によるものとする。

2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）のうち、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事のうち最近近のものの工事成績点が60点未満であるものは、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価方式の評価は、価格点と施工能力等評価点を合計した評価値による。

2 価格点の算定は、次の式のとおりとする。

$$80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 施工能力等評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者資格点及び実績点並びに地域・社会貢献等評価点の合計によるものとする。

4 施工能力等評価点は、25.5点を満点とし、評価項目ごとの点数配分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事成績評価点 13点

(2) 配置予定技術者の資格点及び実績点 4点

(3) 地域・社会貢献等評価点 8.5点

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点の算定の対象となる工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き別表2に定める業種名のうち、発注工事と同一の業種名に属する工事とする。ただし、第11条に規定する発注工事の公告の際に指定することにより、発注工事と異なる業種名に属する工事を対象とすることができる。

2 工事成績評価点は、別表第1に掲げる工事成績点の平均の区分に応じたものとする。

3 工事成績点の平均は、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事に係る工事成績点の相加平均。ただし、当該工事が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定する。

(2) 前号の規定により工事成績点の平均を求めるに当たり、同日に検査に合格した工事があるときは、これらの工事のうち工事成績点の高いものから順に、基準日に近い

時点で検査に合格したものとみなす。

(3) 該当する工事成績点に 60 点未満のものは、工事成績点を 0 点として算定する。

(4) 完了した工事がない場合 60 点として算定する。

(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

第 8 条 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、発注工事が該当する建設業法別表第 1 の下欄に掲げる建設業について、1 級技術者の場合に 2 点、2 級技術者の場合に 1 点、その他の技術者の場合に 0.5 点とする。

2 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が、同規模以上の工事について監理技術者として係わった場合に 2 点、主任技術者として係わった場合に 1.5 点、現場代理人として係わった場合に 1 点、同規模以外の工事について監理技術者として係わった場合に 1.5 点、主任技術者として係わった場合に 1 点、現場代理人として係わった場合に 0.5 点とする。

3 前項の実績点の対象とする工事は、CORINS の定める工種の区分が発注工事と同じ工事であり、かつ、第 11 条に規定する発注工事の公告の際に公表した工事概要に該当するもののうちから、区長が定める。

4 第 2 項の実績点は、CORINS に登録されたデータから算定する。

(地域・社会貢献等評価点の算定方法)

第 9 条 地域・社会貢献等評価点は、入札希望参加者が第 12 条に規定する入札参加に係る申請時において、別表第 2 に掲げる評価項目に該当する場合に、当該評価項目に応じた評価点を合計した点とする。

(落札者の決定方法)

第 10 条 入札価格が予定価格以下である者のうち、第 6 条第 1 項の規定に基づき算出した評価値が最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い入札者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(公告事項)

第 11 条 区長は、総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公告をする際に、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

(1) 総合評価方式の対象工事であること。

(2) 入札参加に係る申請方法

(3) 提出資料の様式及び提出方法

(4) 価格点の算定方法

(5) 施工能力等評価点の評価項目及び算定方法

(6) 落札者の決定方法

(7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。

(8) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

(申請書等の提出)

第12条 入札参加希望者は、前条に規定する公告事項に基づき、千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式入札参加申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事成績評定報告書(第2号様式)
- (2) 配置予定技術者の資格・実績申告書(第3号様式)
- (3) 地域・社会貢献等申告書(第4号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める資料
(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、契約主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 第7条第3項第1号中「3件」とあるのは、平成30年度においては「2件」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上60点未満	0点
60点以上62点未満	1点
62点以上64点未満	2点
64点以上66点未満	3点
66点以上68点未満	4点
68点以上70点未満	5点
70点以上72点未満	6点
72点以上74点未満	7点
74点以上76点未満	8点
76点以上77点未満	9点
77点以上78点未満	10点
78点以上79点未満	11点
79点以上80点未満	12点
80点以上	13点

別表第2（第9条関係）

評価区分	評価項目	評価点
地域への精通	千代田区契約事務規則第2条第1項第8号に規定する東京電子自治体共同運営協議会が提供する電子入札サービスにおいて、本店又は支店の所在地を区内として登録している事業者である。	本店 3点
		支店 1点
安全・安心なまちづくり	区と災害協定を締結し、又は区と災害協定を締結している団体の構成員である。	1点
	区と危険建築物等の緊急安全対策工事に関する協定を締結している事業者である。	1点
雇用確保の取組	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の障害者雇用率を超える障害者を雇用し、又は同条による雇用義務がない業者で、障害者を雇用している。	1点
環境への配慮	次のいずれかを取得している。 1. 環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO 14001認証を取得している。 2. 一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ2以上）認証を取得している。 3. 一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21認証を取得している。 4. CES（千代田エコシステム）のクラスⅢの認証を取得している。	0.5点
	区内の施設等において、国又は地方公共団体の補助制度を活用し、CO2排出量の削減の取り組みを行っている。	0.5点
ワーク・ライフ・バランスの推進	次のいずれかを取得している。 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の認定を受けている。 2. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定を受けている。 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の認定を受けている。	1点
その他	建設キャリアアップシステム（一般社団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）に登録している。	0.5点

千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式 入札参加申請書

年 月 日

千代田区長 殿

〔申請者〕

所在地

会社名

代表者

㊟

下記の入札への参加を申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名

- 添付書類
- 1 工事成績評価報告書（様式第2号）
 - 2 配置予定技術者の資格・実績申告書（様式第3号）
 - 3 地域・社会貢献等申告書（様式第4号）

工事成績評定報告書

会社名

項 目		1	2	3
工 事 成 績 評 定 実 績	工事件名			
	施工場所			
	契約番号			
	業 種			
	工 期	～	～	～
	工事成績 総評定点			
	工事成績評 定通知日			

注1 工事公告日から直近3件の工事成績評定通知書に基づいて記載してください。

2 同日に竣工した工事がある場合は、点数の高いほうから記載してください。

3 記載した工事の工事成績評定通知書の写しを添付してください。

配置予定技術者の資格・実績申告書

会社名

配置予定技術者氏名	
監理技術者資格 <small>（監理技術者が必要な場合のみ）</small>	登録番号 第 号・ 年 月 日取得
保有資格区分 <small>（いずれかに○）</small>	1 級技術者 ・ 2 級技術者 ・ その他
保有資格の名称	
配置 予定 技術 者の 実 績	工 事 件 名
	契 約 金 額
	工 期
	CORINS 番号
	工 種
	従事役職 <small>（いずれかに○）</small>

- 注1 技術者の保有資格を証明する書類を添付してください。
- 2 配置予定技術者の実績は、CORINS に登録されたもののみ記載できます。
- 3 配置予定技術者の実績に記載した工事内容がわかる CORINS 工事カルテの写しを添付してください。

地域・社会貢献等申告書

会社名

<p>地域への精通 (いずれかに○)</p>	<p>1 本店の所在地を千代田区内に登録している。 2 支店の所在地を千代田区内に登録している。 3 上記1・2のいずれも該当なし</p>
<p>安全・安心なまちづくり (該当するものに○)</p>	<p>1 千代田区と災害協定を締結している。 2 千代田区と災害協定を締結している団体の構成員である。 3 上記1・2のいずれも該当なし</p>
	<p>1 千代田区と危険建築物等の緊急安全対策工事に関する協定を締結している。 2 該当なし</p>
<p>雇用確保の取組 (いずれか1つに○)</p>	<p>1 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の障害者雇用率を超える障害者雇用がある。 2 同条による雇用義務がない者で、障害者を雇用している。 3 上記1・2のいずれも該当なし</p>
<p>環境への配慮 (いずれか1つに○)</p>	<p>1 ISO14001 認証を取得している。 2 エコステージ（ステージ2以上）認証を取得している。 3 エコアクション21 認証を取得している。 4 CES（千代田エコシステム）のクラスⅢの認証を取得している。 5 上記1～4のいずれも該当なし</p>
	<p>1 区内の施設等において、国又は地方公共団体の補助制度を活用し、CO₂排出量の削減の取り組みを行っている。 2 該当なし</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進 (いずれか1つに○)</p>	<p>1 基準適合一般事業主認定を受けている (えるぼし認定・くるみん認定) 2 基準適合認定一般事業主認定を受けている (プラチナくるみん認定) 3 基準適合事業主認定を受けている (ユースエール認定) 4 上記1～3のいずれも該当なし</p>
<p>その他 (いずれか1つに○)</p>	<p>1 建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録している。 2 該当なし</p>

注1 地域への精通以外の項目に関しては、実績、認証、登録等について証明する書類（写しを含む。）を添付してください。